

グループホームー青の家 ご家族の皆様へ

令和8年度 介護報酬改定について

平素より大変お世話になりまして、誠に有難うございます。

令和8年度6月より介護報酬（介護職員等処遇改善加算）が改定されます。

改定に伴い「利用料金が変更」となる事をお知らせします。

ご理解を賜りますよう宜しくお願いします。

- ・介護職員等処遇改善加算の加算項目、加算率等が変更となります。

月々の利用料金が555円～665円増加となります。

- ・「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」 加算率 18.6%が

「介護職員等処遇改善加算Ⅰイ」加算率 21.0%に変更。

- ・「重要事項説明書」を二部同封してあります。

「契約締結日」「利用者住所、氏名」「署名代行者住所、氏名」に記入。押印をお願いします。

- ・一部ご家族控え、一部返信用封筒にてホームへ返信下さい。

- ・食費、家賃の変更はありません。

- ・1割負担、30日計算

介護度	基本 利用料	加算			食費	家賃	合計
		サービス提供 体制強化加算Ⅰ	医療連携 体制加算Ⅰ	介護職員等 処遇改善加算Ⅰイ			
要支援2	22,470	660	0	4,857	30,000	45,000	102,987
要介護1	22,590	660	1,710	5,242	30,000	45,000	105,202
要介護2	23,640	660	1,710	5,462	30,000	45,000	106,472
要介護3	24,360	660	1,710	5,613	30,000	45,000	107,343
要介護4	24,840	660	1,710	5,714	30,000	45,000	107,924
要介護5	25,350	660	1,710	5,821	30,000	45,000	108,541

- ・介護職員等処遇改善加算「Ⅰ」と「Ⅰイ」の差額

介護度	5月まで	6月から	差額
	18.6%	21.0%	2.4%
要支援2	4,302	4,857	555
要介護1	4,643	5,242	599
要介護2	4,838	5,462	624
要介護3	4,972	5,613	641
要介護4	5,061	5,714	653
要介護5	5,156	5,821	665

処遇改善加算について

＜取得加算＞「介護職員等処遇改善加算Ⅰイ」（総利用単位数の21.0%を加算）

＜職場環境要件等について＞

区分	内容
入職促進に向けた取組	- 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。 - 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） - 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 - エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入。 - 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保。
両立支援・多様な働き方の推進	- 職員の事業等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。 - 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば1週間以上の休暇を年に〇回取得、付与日数のうち〇%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。 - 職員の身体の負担軽減のための介護技術の取得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施。 - 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。
生産性向上のための取組	- 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている。 - 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施）を実施している。 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている。 - 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている。 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、各種委員会の設置、各種指針、計画の策定等の取組を実施している。
やりがい・働き方の醸成	- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。 - 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。 - ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。